

(別表) 扶養親族届に添付する証明書類等

1 新たに扶養親族として認定を受けようとする場合

扶養を受けようとする親族	具 体 例	必要とする添付書類の番号	No.	添 付 書 類
配偶者	配偶者が無収入である場合	婚姻後も婚姻前に引き続き無収入であるとき	1. 5. 11	1 (1) 戸籍謄本又は戸籍抄本 (2) 婚姻届受理証明 (3) 内縁関係を証明し得る書類(成人2人の証明又は民生委員の証明) (1)～(3)のうちいずれか1つ
		会社等(国、地方公共団体等を含む。)を退職後、無収入であるとき	1. 2. 7. 11	
		会社等を退職後、基準額以上の雇用保険を受給していたが、受給期間満了により以後無収入であるとき	1. 6. 11	
		自営業を閉鎖し、以後無収入であるとき	1. 3. 11	
		収入のある者は、所得証明(収入額及び所得額の分かるもの) 収入のない者は、非課税証明	5	
	配偶者の所得が基準額(規則7-99第2条第2号の額)に達しない場合	会社等に勤務しているとき(臨時職員、パート職員を含む。)	1. 4. 9. 10	2 退職辞令の写し又は退職証明
		会社等を退職後、雇用保険を受給しているとき	1. 6. 9. 10	3 廃業届の写し(この書類が得られない場合は、No.11の申立書に付記すること。)
		自営業(農業を含む。)に従事しているとき	1. 5. 9. 10	4 給与支払い(見込)証明又は雇用契約等(賃金単価、就労時間数、勤務日数、手当の種類等が記載されているもの)の写し
		年金等を受給しているとき	1. 8. 9. 10	5 収入のある者は、所得証明(収入額及び所得額の分かるもの) 収入のない者は、非課税証明
		雇用保険受給資格者証の写し	6	6 収入のある者は、所得証明(収入額及び所得額の分かるもの) 収入のない者は、非課税証明
		雇用保険受給資格があつて受給していない者は、雇用保険被保険者離職票原本(受給資格のない者については、No.11の申立書に付記すること。)	7	7 雇用保険受給資格があつて受給していない者は、雇用保険被保険者離職票原本(受給資格のない者については、No.11の申立書に付記すること。)
年金の決定通知等の写し	8	8 年金の決定通知等の写し		
その他の所得を有する場合は、その所得額の分かる書類	9	9 その他の所得を有する場合は、その所得額の分かる書類		
配偶者に収入があるが、基準額に達しないことにより職員が扶養していることの申立書	10	10 配偶者に収入があるが、基準額に達しないことにより職員が扶養していることの申立書		
配偶者が無職無収入であり職員が扶養していることの申立書	11	11 配偶者が無職無収入であり職員が扶養していることの申立書		
子	職員が配偶者を有する場合	配偶者が職員の扶養親族として認定されているとき	1. 2	1 (1) 戸籍謄本又は戸籍抄本 (2) 出生届受理証明 (3) 母子手帳(出生届済証)の写し (4) 養子縁組受理証明 (1)～(4)のうちいずれか1つ
		配偶者が職員の扶養親族として認定されていないとき	1. 2. 4	
		民間の会社等(国、他の公共団体等を含む。)に勤務しているとき	1. 2. 3. 4	
	自営業(農業を含む。)に従事しているとき	1. 2. 3	2 15歳以上で就労している者は給与支払証明又は所得証明(収入額及び所得額が分かるもの)等	
職員が配偶者を欠く場合		1. 2	3 配偶者に係る給与支払証明又は所得証明(収入額及び所得額の分かるもの)等	
		1. 2	4 配偶者が、当該子の扶養手当に相当する手当を受給していないことの証明	

扶養を受けようとする親族	具 体 例	必要とする添付書類の番号	No.	添 付 書 類
父 母	年金等を受給している場合	1. 2. 5. 8. 9. 10. 11	1	父母の戸籍謄本
			2	年金の決定通知等の写し
			3	給与支払（見込）証明、雇用契約等の写し又は雇用保険受給資格者証の写し
	会社等に勤務している場合又は会社等を退職後、雇用保険を受給している場合	1. 3. 5. 8. 9. 10. 11	4	所得証明（収入額及び所得額に分かるもの）
			5	その他の所得を有する場合は、その所得額に分かる書類
	自営業（農業を含む。）に従事している場合	1. 4. 5. 8. 9. 10. 11	6	非課税証明又は無収入であること分かる書類（退職辞令の写し等）
			7	雇用保険受給資格があつて受給していない者は、雇用保険被保険者離職票原本（受給資格のない者は申立書に付記すること。） 受給期間満了の者は、雇用保険受給資格者証の写し
	その他の所得を有している場合	1. 5. 8. 9. 10. 11	8	職員が <u>父母</u> と同居している場合は <u>父母</u> を扶養していることの申立書、別居している場合は別居の理由、扶養の事実、生計負担額等を詳細に記載した申立書（生計負担額を送金している場合は送金を証明する書類を添付すること。）なお、主たる扶養者が職員に代わった場合はその理由（例 所得減少、転勤等）を申立書に付記すること。
	無収入である場合		1. 6. 7. 8. 9. 10. 11	9
		10		◎ <u>扶養義務者からの申立書</u> ①職員の父母又は兄弟姉妹からの② <u>父母</u> を扶養している事実の有無、生計負担額等を詳細に記載した申立書（生計負担額を送金している場合は送金を証明する書類を添付すること。）
		11		◎ <u>所得等証明書</u> ① <u>父母</u> と同居している② <u>職員の父母</u> 又は <u>兄弟姉妹（15歳以上で就労している者）</u> の給与支払証明又は所得証明（収入額及び所得額に分かるもの）等

扶養を受けようとする親族	具 体 例	必要とする添付書類の番号	No.	添 付 書 類										
祖 父 母	<p>祖父母を扶養親族として認定を受けようとする場合にあっては、父母の例によること。 この場合、父母の項添付書類欄中、下線部分を次のそれぞれの字句に読み替えの上、適用すること。</p> <table border="1" data-bbox="520 421 1139 674"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>読み替えする字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>祖父母</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>①職員の祖父母、祖父母の子及び祖父母の孫 ②祖父母</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>①職員の祖父母、祖父母の子及び祖父母の孫 ②祖父母</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>①祖父母 ②職員の祖父母、祖父母の子及び祖父母の孫（15歳以上で就労している者）</td> </tr> </tbody> </table>	No.	読み替えする字句	8	祖父母	9	①職員の祖父母、祖父母の子及び祖父母の孫 ②祖父母	10	①職員の祖父母、祖父母の子及び祖父母の孫 ②祖父母	11	①祖父母 ②職員の祖父母、祖父母の子及び祖父母の孫（15歳以上で就労している者）			
No.	読み替えする字句													
8	祖父母													
9	①職員の祖父母、祖父母の子及び祖父母の孫 ②祖父母													
10	①職員の祖父母、祖父母の子及び祖父母の孫 ②祖父母													
11	①祖父母 ②職員の祖父母、祖父母の子及び祖父母の孫（15歳以上で就労している者）													
添 付 書 類	扶 養 を 受 け よ う と す る 親 族		備 考											
	孫	弟 妹												
	孫の父母（職員の子）の戸籍謄本	父母の戸籍謄本												
	孫（15歳以上で就労している者）及び孫の父母の給与支払証明又は所得証明（収入額及び所得額の分かるもの）等	祖父母、父母及び兄弟姉妹（扶養を受けようとする弟妹を含む。ただし、15歳以上で就労している者）	弟妹にあっては、「孫」欄の添付書類中、下線部分を「弟妹」欄の字句に読み替えの上、適用すること。											
◎扶養義務者の会社等からの証明書又は申立書 ①孫の父母が会社等に勤務している場合は、②孫に係る扶養手当に相当する手当を受給していないことの証明、無職又は自営業等の場合は扶養していないことの申立書（病気の場合は、医師の診断書を添付）	① 祖父母、父母及び兄弟姉妹 ② 弟妹													
職員が孫と同居している場合は孫を扶養していることの申立書、別居している場合は別居の理由、扶養の事実、生計負担額等詳細に記載した申立書（生計負担額等を送金している場合は送金を証明する書類を添付すること。）なお、主たる扶養者が職員に代わった場合はその理由を申立書に付記すること。	弟妹													

扶養を受けようとする親族	具 体 例	必要とする添付書類の番号	No.	添 付 書 類
重度心身障害者	<div data-bbox="336 338 632 439" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 重度心身障害者が職員の子である場合 </div>	1. 3. 4. 6. 7 ただし、満22歳年度末に達しない子として認定されている者を引き続き認定する場合は、1. 4は省略できる	1	戸籍謄本又は戸籍抄本
			2	重度心身障害者の父母の原戸籍謄本及び重度心身障害者の戸籍謄本
			3	年金の決定通知等の写し又は所得証明（収入額及び所得額の分かるもの）等
			4	◎扶養義務者の会社等からの証明書又は申立書 重度心身障害者の子、配偶者又は職員の配偶者が会社等に勤務している場合は重度心身障害者に係る扶養手当に相当する手当を受給していないことの証明、無職又は自営業に従事している場合は扶養していないことの申立書
	<div data-bbox="336 696 632 797" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 重度心身障害者が職員の子以外である場合 </div>	2. 3. 5. 6. 7	5	◎扶養義務者の会社等からの証明書又は申立書 重度心身障害者の配偶者、子、父母及び兄弟姉妹が会社等に勤務している場合は重度心身障害者の扶養手当に相当する手当を受給していないことの証明、無職又は自営業等の場合は重度心身障害者を扶養していないことの申立書
			6	職員が重度心身障害者と同居している場合は重度心身障害者を扶養していることの申立書、別居している場合は①別居の理由、扶養の事実、生計負担額等を詳細に記載した申立書、②生計負担額を送金している場合は送金を証明する書類
			7	障害の程度を詳細に記載した医師の診断書等

2 扶養親族としての認定を取り消す場合

取り消す親族	具 体 例	必要とする添付書類の番号	No.	添 付 書 類	
配偶者	配偶者が会社等に勤務し、その所得が基準額以上見込まれる場合	会社等に就職したとき 又は年金等を受給したとき	2	1	離婚の場合は戸籍謄本、戸籍抄本又は離婚届受理証明、内縁関係解消の場合は成人2人の証明又は民生委員の証明 採用辞令の写し、就職証明又は雇用契約、年金の決定通知等の写し 開業届の写し（この書類が得られない場合は、No.8の申立書を作成すること。） 雇用保険受給資格者証の写し 給与支払（見込）証明、雇用契約（新旧賃金単価、就労時間数、勤務日数及び変更時期等を記載したもの）又は年金の決定通知若しくは改定通知の写し 所得証明（収入額及び所得額の分かるもの） 所得見込額を記載した申立書 原因、事実発生年月日等を記載した申立書 死亡年月日が確認できる書面等
		給与（年金等を含む。）額が増えたとき	5	2	
		会社等を退職後、雇用保険を受給したとき	4	3	
		4	4		
	配偶者が自営業に従事し、その所得が基準額以上見込まれる場合	自営業を始めたとき	3	5	
		事業所得が増えたとき	6. 7	6	
	離婚（内縁関係解消を含む。）した場合		1	7	
	配偶者が死亡した場合		9	8	
	主たる扶養者が代わった場合		8	9	
	子	子が満22歳に達した年度末の場合	不要	1	
子の主たる扶養者が代わった場合		給与等の所得の変動による主たる扶養者の変更	3. 6	2	採用辞令の写し、就職証明又は雇用契約の写し
		事業等の所得の変動による主たる扶養者の変更	4. 5. 6	3	給与支払（見込）証明、雇用契約（新旧賃金単価、就労時間数、勤務日数及び変更時期等を記載したもの）の写し
		職員が離婚（内縁関係解消を含む。）したとき又は子が他の養子となり、あるいは養子縁組を解消したとき	1	4	所得証明（収入額及び所得額の分かるもの）
			5	所得見込額を記載した申立書	
子が児童福祉施設等に入所したとき		7	6	その他の所得がある場合は、所得額の分かる書類	
7		7	7	入所決定通知等の写し（入所の年月日の分かるもの）	
8		8	8	死亡年月日が確認できる書面等	
子に基準額以上の所得が見込まれる場合		2	必要により3. 4. 5. 6を添付		
子が死亡した場合		8			

取り消す親族	具 体 例	必要とする添付書類の番号	No.	添 付 書 類	
父 母	父母が会社等に勤務し、その所得が基準額以上見込まれる場合	会社等に就職したとき又は年金等を受給し始めたとき	2	1 父母の戸籍謄本、戸籍抄本又は離縁届受理証明 2 採用辞令の写し、就職証明又は雇用契約、年金の決定通知等の写し	
		給与（年金等を含む。）額が増えたとき	5	3 開業届の写し（この書類が得られない場合は、No.9の申立書を作成すること。）	
		会社等を退職後、雇用保険を受給したとき	4	4 雇用保険受給資格者証の写し 5 給与支払（見込）証明、雇用契約（新旧賃金単価、就労時間数、勤務日数及び変更時期等を記載したもの）又は年金の改正通知等の写し	
		父母が自営業に従事し、その所得が基準額以上見込まれる場合	自営業を始めたとき	3	6 所得証明（収入額及び所得額の分かるもの）
			事業所得が増えたとき	6. 7	7 所得見込額を記載した申立書 8 その他の所得がある場合は、所得額の分かる書類
	父母の主たる扶養者が代わった場合	給与等の所得の変動による主たる扶養者の変更	5. 8	9 原因、事実発生年月日等を記載した申立書	
		事業等の所得の変動による主たる扶養者の変更	6. 7. 8	10 死亡年月日が確認できる書面等	
		兄弟姉妹が父母を扶養することとなったとき	9		
	養子縁組を解消した場合		1		
	父母が死亡した場合		10		

添付書類	取 り 消 す 親 族			備 考
	孫	祖 父 母	弟 妹	
添 付 書 類	主たる扶養者が代わった場合 ・ 「子」の例に準じて、給与支払証明等（収入額及び変更時期等の分かるもの）	（孫 に 同 じ）	（孫 に 同 じ）	1 祖父母及び弟妹にあつては、「孫」欄の添付書類中「下線部分」をそれぞれの欄の字句に読み替えの上、適用すること。 2 給与支払証明等が得られない場合は、原因、事実発生年月日等を記載した申立書で代えることができること。
	孫に基準額以上の所得が見込まれる場合 ・ 採用辞令の写し、就職証明又は雇用契約の写し（給与所得以外の所得があるときは、その所得の分かる書類）	祖 父 母	弟 妹	
	満22歳に達した年度末の場合 ・ 添付書類 不要	/		
	死亡した場合 ・ 添付書類 死亡年月日が確認できる書面等	（孫 に 同 じ）	（孫 に 同 じ）	

取り消す 親 族	具 体 例	必要とする 添付書類の番号	No.	添 付 書 類
重度心身 障 害 者	主たる扶養者が代わった 場合	1	1	重度心身障害者が福祉施設等に入所した場合は入所決定通知等の写し（入所年月日の分かるもの）、それ以外の場合は、原因、事実発生年月日等を記載した申立書
	基準額以上の所得が見込まれる場合	2	2	年金等の受給による場合は年金の決定通知又は改定通知等の写し、それ以外の場合は事実の確認できる書類又は所得見込額を記載した申立書
	死亡した場合	3	3	死亡年月日が確認できる書面等